Q&A集

Q:第1号事業(所得等課税事業)の所得割と第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)の所得割を 合算して申告してよいですか?

A: 税率が違いますので、合算すると正しい税額が算出できません。必ず第6号様式(その2)を使い、区分して申告してください。(付加価値割・資本割も第1号事業と第3号事業を区分して申告してください)

なお、納付書の様式は改正されていませんので、税率が違う事業の所得割も、合算して記入し納付してください。

Q:事務所の空き地や自社ビルの屋上に小規模(10Kw程度)の太陽光パネルを設置し、固定価格買取制度を利用しています。

電気供給業に該当しますか?

A:現に電気を供給する実態があれば、電気事業法上の届出を行っていなくても電気供い 給業となります。法第72条の2第1項第3号の「発電事業に準ずるもの」に該当します。



Q:第1号事業と第3号事業を併せて行っている場合でも、主たる事業の課税方式が適用できる場合とは、どのような場合ですか?

A: 従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の付帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額、税額を算定することができます。

従たる事業のうち、軽微なものとは、

- ・当該事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割程度以下であること
- ・同種の事業を行う他の事業者との課税の公平を欠くことにならないもの

をいいます。(取扱通知(県)3章4の9の9)

原則は区分経理による申告ですので(大分県税条例第35条の3第2項)、従たる事業の売上金額が1割以下であっても、区分経理による申告は可能です。

Q:電気供給業を行っている法人の予定申告について教えてください。

A:基本的に法人事業税と特別法人事業税については、常に予定申告の義務があります。

通常、前事業年度の法人税額を基礎として算出した金額(前事業年度の確定法人税額÷前事業年度の月数×6)が10万円以下(※使途秘匿金税額等、一定の金額を除外します)である法人は予定申告の義務がありませんが、収入割が課される事業を行う法人にはこの規定は適用されません(法第72条の26第8項)。

なお、公益法人等、特別法人、人格のない社団等は、収入割が課される法人であっても予定申告の義務はありません(同条第12項)。

Q:消費税の取扱いについて教えてください。

Α:

- ・料金とあわせて収入する消費税(地方消費税含む 以下同じ)の金額は、収入金額に含めません。
- ・消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務の対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額を算定します。
- ・消費税の還付金は、費用(消費税)が過大であることから払い戻されたものであり、収入すべき金額には含まれません。なお、還付金に加算される還付加算金については、収入すべき金額に計上したうえで、控除される金額としてください。
- ・消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額は、収入すべき金額に含まれます。また、控除される金額には該当しないため、収入すべき金額から控除できません。

<お問い合わせ先>

大分県税事務所 課税第一課 事業税第一班

〒870-0021 大分市府内町3-10-1 (大分県庁舎別館2F) TEL: 097-506-5773 FAX: 097-506-

県税に関する内容は、大分県庁ホームページ「くらしと県税」 (http://www.pref.oita.jp/site/zei/)でもご覧頂けます。



【法人事業税・特別税】電気供給業(発電事業等・小売電気事業等)に 係る課税方式等の見直しについて

R 3.4月

令和2年度税制改正により、発電事業等・小売電気事業等を行う法人について、下記の点について改正がなされました。

1. 課税方式の見直し 2. 税率の見直し 3. 申告書様式の見直し

この改正は、令和2年4月1日以降に開始する事業年度について適用されます。

1. 課税方式の見直し

法第72条の2第1項各号にて、事業の区分ごとに課税方法が定められました。

法…地方税法

- ○第1号 に掲げる事業(以降、第1号事業(所得等課税事業)と呼びます) ・ 第2号や第3号に含まれない事業です。大部分の事業が該当します。
- ・・所得割等

改正なし

- ○第2号 に掲げる事業(以降、第2号事業(収入金額課税事業)と呼びます) ・・収入割 改正なし 保険業、ガス供給業の一部、電気供給業のうち送配電事業(特定・一般送配電事業)等 が該当します。
- ○第3号 に掲げる事業(以降、第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)と呼びます) 電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等が該当します。

改正あり

NEW!

	課税方式				
) 法人の種類	【改正前】		【改正後】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度		
資本金の額又は出資金の額 が1億円を超える普通法人(外形法人)	収入割	↑	収入割+付加価値割+資本割		
上記以外の法人	収入割	\rightarrow	収入割+所得割		

2. 税率の見直し

法人事業税・特別法人事業税(※)の税率表

※特別法人事業税はR1.10.1以降に開始する事業年度から適用。(それ以前は地方法人特別税)

事				税率		
業区	法人の種類		税率区分	H28.4.1~	R1.10.1~	R2.4.1∼
分						開始事業年度
第一号事	資本金1億円 以下の普通法人	所 所得金額	年400万円以下の部分	3.4%	3.5%	\rightarrow
		得のうち、	年400万円超~800万円以下の部分	5.1%	5.3%	\rightarrow
		車川	年800万円超の部分	6.7%	7.0%	\rightarrow
		軽減税率不		0.770	7.070	
		特別法人事業税※	第1号事業では所得割の税額が 課税標準額になります	(43.2%)	37.0%	\rightarrow
	適用法人	所 所得金額 得 のうち、	年400万円以下の部分	0.3%	0.4%	\rightarrow
			年400万円超~800万円以下の部分	0.5%	0.7%	\rightarrow
		割軽減税率不	年800万円超の部分 適用法人	0.7%	1.0%	\rightarrow
事業		付加価値割		1.2%	\rightarrow	\rightarrow
*		資本割		0.5%	\rightarrow	\rightarrow
		特別法人事業税	*	(414.2%)	260.0%	\rightarrow
	特別法人	所所得金額	年400万円以下の部分	3.4%	3.5%	\rightarrow
		得 のうち、 割 軽減税率不	年400万円超の部分 適用法人	4.6%	4.9%	\rightarrow
		特別法人事業税		(43.2%)	34.5%	\rightarrow
第	仝 ての注 人	収入割		0.9%	1.0%	\rightarrow
一号		特別法人事業税※	第2号事業では収入割の税額が 課税標準額になります	(43.2%)	30.0%	\rightarrow
第三号	下記以外の月	収入割		0.9%	1.0%	0.75%
		所得割		_	_	1.85%
		特別法人事業税※	第3号事業では収入割の税額が 課税標準額になります	(43.2%)	30.0%	40.0%
	資本金1億円 収入割		0.9%	1.0%	0.75%	
	(外形標準課税)	付加価値割		_	_	0.37%
		資本割		_	_	0.15%
	適用法人	特別法人事業税	*	(43.2%)	30.0%	40.0%

3. 申告書様式の見直し

受付印

人の金額

付加価値額総額 (33)

す加価値額 3

資本金等の額能額 35

収入金額総額 37

付加価値額総額 (1)

付加価値額 @

音本会等の類能額 (3)

資本全等の額

1 以入金額經額

所得割多

资本割器

所得割參

資本割 @

計特別法人事業税额

事 特

業税 莂

法

・様式中の数字は、記入例です。

・第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)を行う法人は、所得等課税の導入に伴い、この「第6号様式(その2) 」を用いて申告することとされました。

添付すべき別表等が追加されていますのでご注意ください。

・予定申告書(第六号の三様式) も改正されています。(前事業年度の所得金額や税額を次葉に記載することとさ れています)

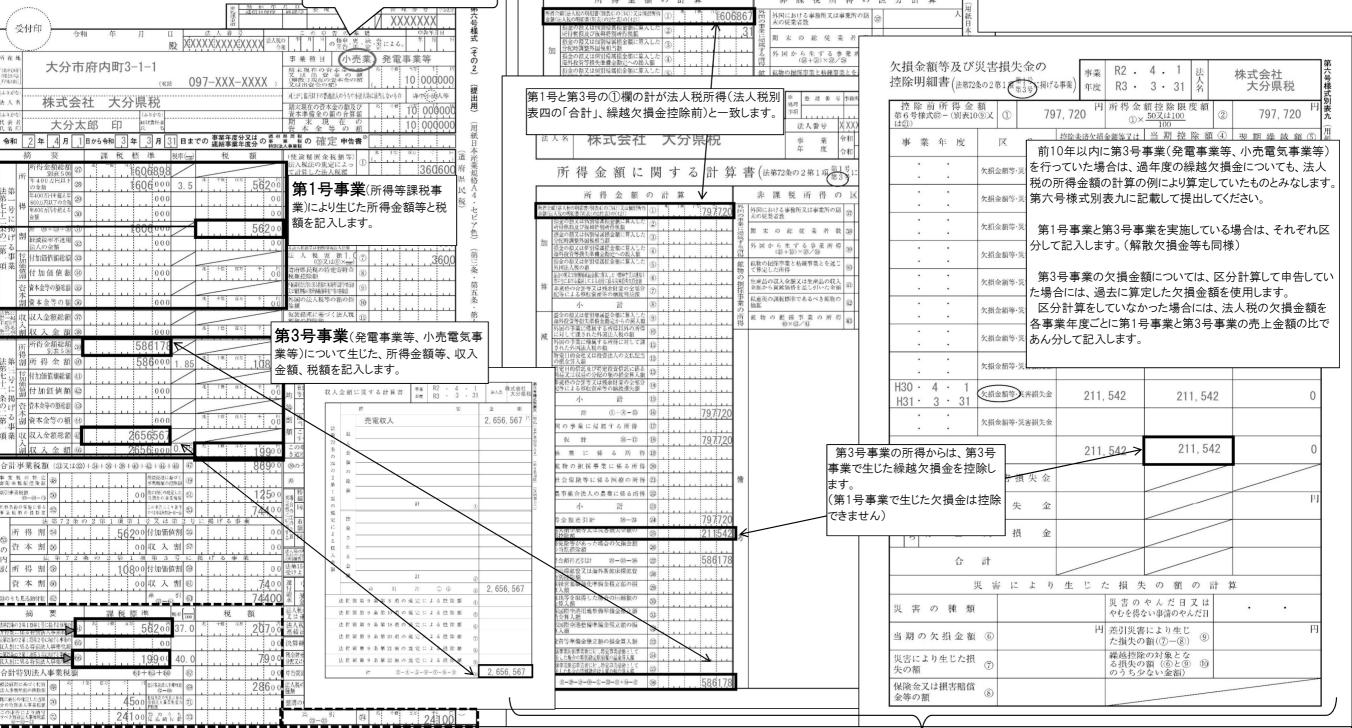
主たる事業を○で囲みます。



第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)と、第1号事業(所 得等課税事業)を併せて行う場合

記入例のように、各事業ごとに所得金額を分けて税額を計算します。 区分経理が原則ですが、区分不明な収益や各事業共通の費用等がある 場合は、売上金額の比によりあん分して計算します。

区分計算に用いる様式については、大分県のHP(法人事業税のペー ジ)に掲載しています。ご利用ください。



第6号様式(その2)により申告する場合は、従前ご提出いただいていた「収入金額に関する計算書(第六号様式別表六)」のほか、必ず「所得金額に関する計算書(第六号様式別表五)」の提 出が必要です。(第6号様式(その2)には、欠損金額等の当期控除額等を記載する欄がありません)

また、法人税別表四・P/L、B/S および雑収入雑損失の内訳書の(写)も添付してください。

欠損金額がある場合は、「欠損金額等及び災害損失金の控除明細書(第六号様式別表九)」等、分割法人にあっては「課税標準の分割に関する明細書(第十号様式)」の提出も必要です。